運営指導における主な指導事項

令和８年度は４事業所を対象として関係法令や当該「基準」に基づいた事業運営が行われているか確認するため、運営指導を実施しました。事業者等に対して「口頭指摘」（事務処理において、留意する事項の内容を事業所に通知したもの）または「文書指摘」（改善を要する事項に関して、是正改善の内容を報告するように事業所に通知したもの）とした主な内容を掲載します。

１．令和８年度指導実績

・居宅介護支援事業　１事業所　・地域密着型サービス事業３事業所　　合計　４事業所

２．指導方法

（１）文書指導

法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反している場合

➡期限を定めて**改善報告**を行うよう指導

（２）口頭指導

法令、基準、通知、告示、条例、規則等に規定した事項に違反しているが、その程度が軽微である場合、文書指導を行わなくても改善が見込まれる場合

３．指導結果

運営に関する基準（居宅介護支援）

点検項目及び根拠法令等	確認事項	指摘事項	**方法**
指定居宅介護支援の具体的取扱方針 基準第 13 条	介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、以下について行っていますか。 イ　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。	**・特段の事情に関する記載がない。** 利用者の自宅以外でのモニタリングを実施する場合には、特段の事情としての記載を支援経過記録に残す必要があるが、記載がない。 特段の事情でモニタリングをした場合は、その内容を支援経過記録に記載する必要がある	文書指導
指定居宅介護支援の具体的取扱方針 基準第 13 条	介護支援専門員は、サービス担当者会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあたっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該	**・アセスメントと担当者会議が同一日に実施されている。** アセスメントを行い、原案を作成し担当者会議を開催することが一連の流れだが、支援経過記録では同一日での記載しかなく、時間が記載されていないため、確認する	口頭指導

	居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	ことができない。	
１０.指定居宅介護支援の具体的取扱方針 基準第１３条	介護支援専門員は、居宅サービス計画に短期入所生活介護又は短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、短期入所生活介護及び短期入所療養介護を利用する日数が要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしていますか。	**・短期入所生活介護を長期利用する根拠が不十分。** 同居家族がいるが、なぜ短期入所生活介護を長期利用しなければならないかがアセスメントに記載されていない。	口頭指導

人員に関する基準（地域密着型）

点検項目及び根拠法令等	確認事項	**指摘事項**	方法
１.従業者の員数 条例第５９条の3 １－１.生活相談員	（１）サービス提供日ごとに、サービスを提供している時間帯に生活相談員が勤務している時間数の合計数をサービス提供時間帯の時間数で除して得た数が１以上となっていますか。 ➢サービス提供日ごと 専従の生活相談員の勤務延時間数÷サービス提供時間数≧１ ※単位の数及び生活相談員の員数にかかわらず、サービス提供時間数に応じた配置が必要です。 ※生活相談員のサービス提供時間内の勤務時間の合計がサービス提供時間を下回ってはいけません。	**・人員基準違反** **サービス提供時間内に生活相談員が不在の時間帯がある。** **令和７年 12 月　他** サービス提供日に配置されていない日がある。また、外出により不在となる時間があり、必要な時間数を満たしていない。	文書指導
１.従業者の員数 １－３.介護職員 条例第５９条の3	（１）単位ごとに、当該サービスを提供している時間帯に専従の介護職員が勤務している時間数の合計数を当該サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が１５人までの場合にあっては１人以上、１５人を超える場合にあっては１５人を超える部分の数を５で除して得た数に１を加えた数以上確保されるために必要と認められる数を配置してい	**・人員基準違反** **利用者の数が 15 人を超えているが、介護職員を１人しか配置していない日がある。**	文書指導

	ますか。 ➢単位ごとに、提供時間数に応じて、次の数の専従の介護職員を配置する ・利用者の数が１５人までは１人以上 ・利用者の数が１６人以上の場合は、１５人を超える部分の利用者を５で除して得た数に１を加えた数以上⇒（利用者数－１５）÷５＋１≦介護職員数		
１－４.機能訓練指導員	（１）機能訓練指導員を１人以上配置していますか。	・人員基準違反 **機能訓練指導員が配置されていない。** 一日中いる必要はないが、機能訓練を行う時間帯に配置が必要である。	口頭指導
１.従業者の員数等 １－２.介護支援専門員 条例第１９１条	介護支援専門員は、厚生労働大臣が定める研修を修了している者ですか。 ➢厚生労働大臣が定める研修 「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修」	**・研修の修了者であるか確認ができない。** 事業所指定時には、研修を受講していなかった介護支援専門員が研修を修了したと話があったが、修了書の写しの確認ができなかった。 聞き取りのなかで、退職した介護支援専門員がアセスメント、担当者会議、原案作成、モニタリング等のケアマネジメント業務をしていたとのことだったが、計画作成担当者でない者は当該事業所ではケアマネジメントができないため、本来であれば変更届と修了書の提出が必要であった。	文書指導

運営に関する基準（地域密着型）

１.内容及び手続の説明及び同意 条例第２０２条準用条例第９条	（１） 事業者は、サービスの提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して懇切丁寧に説明を行っていますか。 ➢利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項 ・運営規程の概要 ・従業者の勤務の体制 ・事故発生時の対応 ・苦情処理の体制 ・提供するサービスの第三者評価の実施状況	**・重要事項説明書に、事故発生時の対応と、提供するサービスの第三者評価の実施状況を記載していない。** 利用者・利用者家族への説明が必要な重要項目であり、早急な修正が必要である。	口頭指導
２０.運営規程 条例第５９条の１２	以下の事項を運営規程に定めていますか。 （１）事業の目的及び運営の方針 （２）従業者の職種、員数及び職務の内容 （３）営業日及び営業時間 （４）地域密着型通所介護の利用定員 （５）地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額 （６）通常の事業の実施地域 （７）サービス利用に当たっての留意事項 （８）緊急時等における対応方法 （９）非常災害対策 ※策定している非常災害対策の計画名（火災、風水害等）を明記すること。 （１０）地域との連携等 （１１）虐待の防止のための措置に関する事項 （１２）その他運営に関する重要事項	**・運営規程に、（１０）地域との連携等に関する事項の記載がない。** 運営規程を修正し、変更届出を行う必要がある。	口頭指導
２１.勤務体制の確保等 条例第５９条の１３	（１）事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。 ➢事業所ごとに、月ごとの勤務表を作成し、以下の①～④について明確にすること。	**・管理者は常勤専従での配置が必要だが、タイムカードが無く勤務状況が確認できないため、出勤記録を残すこと。** **・人員配置計画書（予定表）は確認できたが、勤務実績を整理して**	文書指導

	①従業者の日々の勤務時間 ②常勤・非常勤の別 ③専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置 ④管理者との兼務関係	**いなかった。** **・利用者がいない日の出勤記録が出勤簿に記録されていない、出勤簿が欠落している月があるなど、出勤簿と勤務実績の整合性がとれていない。** 減算の適用を受けないか、違反がないかを確認するために、最終的な勤務実績をもとに配置基準を満たしているかを月ごとに確認する必要がある。人員配置が整わない状態でのサービス提供は出来ないとの認識が必要である。	
２１．勤務体制の確保等 条例第５９条の１３	（３）事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保していますか。 ➢全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じていますか。	**・介護職員として配置する職員で、医療・福祉関係の資格を持たない職員は「認知症介護基礎研修」の受講が義務化されているが、受講を修了していない従業者がいることを確認した。**	文書指導
３１．地域との連携等 条例第５９条の１７	（１）事業者は、サービスの提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市の職員又は当該事業所が所在する区域を所轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される運営推進会議（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）を設置し、おおむね６月に１回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、その評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けていますか。	**・６月に１回以上の開催が必要であるが、適切に開催されていない。** **・運営推進会議は６月に１回開催されているが、利用者の家族が参加していない。** 利用者の家族が参加できるよう工夫をする必要がある。	文書指導 口頭指導

３１.地域との連携等 条例第５９条の１７	（２）運営推進会議への報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表していますか。 ➢運営推進会議の記録については、事業所からの活動状況報告だけではなく、構成員からの評価、要望、助言等も記録すること。また、記録は5年間保存すること。 ➢公表については、事業所内でファイル等に綴り自由に閲覧できるようにする、すべての利用者の家族に対し、運営推進会議の記録を配布する等個人情報の取扱いに十分配慮したうえで、広く公表すること。	**・感染症対策で書面開催したとの説明があったが、参加予定者への連絡、また資料を送付（公表）したことを確認できない。** 書面で開催した場合であっても、運営推進会議の資料（議事内容や報告事項をまとめたもの）を全委員に送付し、それに対する意見・要望・助言等について照会を行う等、委員に対する意見聴取の機会を設ける必要がある。	文書指導

運営に関する基準（地域密着型・ケアマネジメント）

１５.居宅サービス計画の作成 条例第２０２条 準用条例第９３条	（１２）介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際は、当該居宅サービス計画を利用者及び担当者に交付していますか。	**・支援経過記録に必要事項の記載がない。** 支援経過記録に「ケアプラン交付」の文言がなく、利用票の説明をして同意をもらったという記載がない。また、全体を通して、支援経過記録にケアマネジメントの局面における支援経過（①受付・契約、②アセスメント、③ケアプラン原案の作成、④サービス担当者会議、⑤ケアプラン実行、⑥モニタリング、⑦再アセスメント等）の記録を残すことが徹底されていない。	文書指導
	（１５）介護支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次の①、②について行っていますか。 イ　少なくとも１月に１回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。	**・モニタリングを事業所で行っている。** モニタリングは特段の事情がない限り、自宅で実施することになっているが、できていない。	文書指導

	（２０）介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師の意見を求めていますか。 ➢介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。	**・担当者会議後に主治の医師に意見を求めている。** 訪問看護を利用するために、主治の医師に意見を求めてはいるが、担当者会議後になっている。担当者会議開催までに意見照会を行うことが適切である。	口頭指導
１６.地域密着型通所介護計画の作成 条例第５９条の１０	（３）管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ていますか。	**・管理者でない職員が説明をしている。** 管理者でない職員が説明しているが、管理者が説明をしなければならない。	口頭指導
	（５）従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行っていますか。 　また、その実施状況や評価についても利用者または家族に説明していますか。	**・誰がサービス提供を行ったか確認できない。** 食事と機能訓練の実施有無しか記載がなく、どのようなサービス提供があっているか不明である。また、記録をした職員の名前もなく整備がされていない。 **・利用者、家族に説明したことが確認できない。** 目標期間ごとの達成状況の評価（モニタリング）は実施されている。その内容を利用者、家族に口頭で説明しているとのことだったが、説明した日、説明者、誰に説明したかの確認ができなかった	口頭指導
２３.定員の順守 条例第５９条の１４	利用定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。	**・定員超過利用減算適用** 当該月の利用者数が月平均で１８人を超えているため、減算の対象となる。 当該月利用者数４３３人 提供日数　２３日 ４３３÷２３＝１８．８３人	文書指導

		※老老発 0331018　第２の３の２（24）②この場合の利用者の数は、～この平均利用者数の算定に当たっては、小数点以下を切り上げるものとする。 **・運営基準違反** 提供日毎で利用定員を超えてサービス提供している。定員超過しての運営が常態化していると判断された場合は、行政処分の対象となるので十分、留意すること。	